

産業構造審議会 活動報告書

平成26年4月2日

目次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

I 組織の変更

製造産業分科会	9
商務流通情報分科会	10
保安分科会	11
知的財産分科会	13

II 答申・報告書等

地域経済産業分科会	17
通商・貿易分科会	19
産業技術環境分科会	20
商務流通情報分科会	21
保安分科会	22
知的財産分科会	26

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は、現在、7の分科会、31の小委員会、28のWGによって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

前回の総会（平成25年8月21日）以降、3のWGを新設した。これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介しているが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

開催状況

前回の総会以降、総会1回、分科会8回、小委員会37回、WG44回、総計90回開催されており、開催状況・議事要旨について、随時、経済産業省のホームページにおいて、広く公開されている。

答申・報告書等

前回の総会以降、15件の答申・報告書等の取りまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいても公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映していくものとなる。

産業構造審議会 組織図



I 組織の変更

製造産業分科会

「航空機宇宙産業小委員会 航空機産業戦略WG」（平成26年3月設立）

小委員長：鈴木 真二（東京大学教授）

設立趣旨

航空機産業は年率約5%で増加する旅客需要を背景に、今後20年間の市場規模はほぼ倍増する見通し。今後、この需要拡大を如何に我が国市場が取り込めるかが重要となっている。特に、これまで大きな割合を占めてきた海外の機体メーカーが主導する開発への参加だけでなく、今後の航空機開発事業の在り方、さらに航空機の付加価値の大部分を占める装備品（脚や内装品）開発事業の在り方等について、我が国の力を結集する観点から、専門的かつ具体的な議論を進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会製造産業分科会航空機宇宙産業小委員会の下に航空機産業戦略WGを設置し、専門的・具体的観点から短中期的事業の課題について審議する。

検討事項

- （1）今後の航空機開発事業の在り方
- （2）装備品開発事業の在り方
- （3）サプライチェーンの強化の在り方等

審議スケジュール

第1回 3月11日第1回航空機産業戦略WG実施。以後、6月頃までに全5回程度実施予定。

商務流通情報分科会

「製品安全小委員会 電気用品整合規格検討WG」（平成25年12月設立）

座長：三木 一郎（明治大学理工学部電気電子工学科教授）

設立趣旨

電気用品安全法は、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的として、457品目の電気用品を政令で指定し、品目毎に寸法や形状、素材等の技術基準の詳細を省令等に規定したいわゆる仕様規定としていた。このため、技術革新のスピードの速い電気用品の分野では、これまで想定していなかった電気製品の出現や日々進化する新技術に柔軟かつ迅速に対応できない等の課題があった。

こうした課題に対応するため、性能規定化に向けて電気用品安全法の規制体系の抜本的見直しを行い、平成25年7月1日に「電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令」を公布した（平成26年1月1日施行）。これにより、電気用品の安全を確保するために必要な本質的な性能要求のみを省令で定め、当該性能を満たすための具体的な手段、方法などの詳細については、事業者の自主的な判断に任せる仕組みとした。

しかし、性能規定化した規制体系においては、事業者が設計ごとに技術基準で求める要求性能を満足していることを確認する必要があることから、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、欧州の事例を参考に、寸法、形状、試験方法等を規定した公的な規格を「整合規格」として取り入れ、事業者の扱う電気用品がこの整合規格に適合する場合には、技術基準に適合するものとした。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会の下に「電気用品整合規格検討WG」を設置し、JIS等の公的規格が電気用品安全法の求める要求事項を満たしたものとなっているかを電気用品に関する高度な専門的・技術的な知識と知見から審査し、「整合規格」として採用することについて審議する。

検討事項

（1）整合規格案の確認について

審議スケジュール

第1回 平成26年2月21日 整合規格案の確認について①

第2回 平成26年5月頃 整合規格案の確認について②

保安分科会

「電力安全小委員会 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG」(平成25年12月名称変更)

部会長：勝呂 幸男 (一般社団法人日本風力エネルギー学会会長)

名称変更趣旨

発電用風力設備の支持物の構造審査を建築基準法及び電気事業法の両法での審査から電気事業法での審査へ一本化する制度改正の技術上の課題の検討等に加え、風力発電所における事故が頻発していること等に鑑み、公共の安全の確保の観点から懸念される、風力発電設備を含む新エネルギー発電設備全般の事故に対する原因究明や今後の対応策、更には技術基準の改正等制度改正について一層積極的に検討することが必要となった。このため、「風力発電設備構造強度WG」から「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG」に名称変更をし、本WGのミッションを明確にするとともに、落雷や風車の羽根の材料に関する学識経験者を委員に加えた。

【名称変更】

平成24年12月～平成25年11月 風力発電設備構造強度WG

平成25年12月～ 新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG

検討事項

- (1) 風力発電を含む新エネルギー発電設備に係る事故対応
- (2) 風力発電支持物の建築基準法から電気事業法への一本化に係る対応
- (3) その他、新エネルギー発電設備に関する技術基準等について

審議スケジュール

第1回 平成26年2月14日

第2回 平成26年3月3日

以後順次開催し、6月頃雷害対策を取りまとめ (予定)

「電力安全小委員会 電気設備自然災害等対策WG」（平成25年12月設立）

座長：横山 明彦（東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）

設立趣旨

昨今、局所的な集中豪雨や竜巻・突風等の異常気象による災害が発生するとともに、今後南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模地震の発生の可能性が懸念される。大規模地震については、中央防災会議が昨年5月に南海トラフ巨大地震時の東日本大震災を上回る地震動や津波による被害想定を発表するとともに、昨年末には、首都直下地震による被害想定が発表されたところである。大規模地震発生時には、電気に起因する火災の発生も懸念されている。

電力システムは、平常時における電力の安定供給はもとより、災害時においても公共の安全及び電力供給の確保や社会的・経済的な要請から、必要な耐性を兼ね備えるとともに、その機能が喪失した場合には早期復旧を図り、電力の安定供給を確保することが必要である。

我が国は、東日本大震災によって、数百年に一度という自然災害の脅威を、実感をもって体験した。その反省から、今後、可能性が指摘される種々の自然災害等を広く対象として現在の電気設備及び電力システムの耐性を評価し、自然災害に強い電気設備及び電力システムの在り方について検討を行う。加えて、大規模地震発生時の電気火災による人的被害を極力低減させる観点から、電気火災を最小化する対策を検討する。

検討事項

- (1) 個々の自然災害等に対する個別の電気設備の耐性及び復旧迅速化について
- (2) 電気火災最小化対策について

審議スケジュール

第1回 平成26年1月22日

第2回 平成26年2月18日 水力発電設備、電気火災防止対策についての検討

第3回・第4回 4月開催予定

以後順次開催し、6月頃中間取りまとめ（予定）

知的財産分科会

「再生医療等製品の特許権の存続期間検討WG」（平成25年度1月名称変更）

座長：熊谷 健一（明治大学法科大学院教授）

名称変更趣旨

平成25年11月20日に成立した薬事法改正によって新設される「再生医療等製品」の区分に対する特許権の存続期間の延長の可否を当面の審議事項とすることから、「特許権の存続期間の延長制度検討WG」から「再生医療等製品の特許権の存続期間検討WG」に名称変更をした。

【名称変更】

平成20年～25年 特許権の存続期間の延長制度検討WG

平成26年～ 再生医療等製品の特許権の存続期間検討WG

検討事項

- (1) 再生医療等製品に係る特許権の存続期間延長の可否について
- (2) 条件及び期限付承認の取扱いについて
- (3) 経過措置について

審議スケジュール

第1回 平成26年2月13日 改正薬事法上の再生医療等製品の特許法における取扱いについて

第2回 平成26年2月26日 改正薬事法上の再生医療等製品の特許法における取扱いについて（2）

Ⅱ 答申・報告書等

地域経済産業分科会

「今後の地域経済活性化施策の方向性(報告書)」

工場立地法検討小委員会（平成26年3月）

報告書概要

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「有望な産業クラスター候補地を再定義した上で、地域中核企業を中心とした新たなクラスターを創出し、地域企業群の活性化を進める」こと、また、「地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等を定める」ことが示された。

これを受け、平成25年10月、11月の2回にわたり工場立地法検討小委員会を開催し、「産業クラスター施策」及び「地域資源活用施策」を中心に「今後の地域経済活性化施策の方向性」を検討の後、平成26年3月に取りまとめを行った。

「工業用水道政策小委員会報告書（平成24年6月）における提言の進捗及び今後の工業用水道政策の方向性について」

工業用水道政策小委員会（平成26年3月）

概要

地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会は、工業用水の低廉かつ安定的な供給を継続し、また、今後の工業用水道政策の方向性を示すため、平成24年2月に設置。以降3回の議論を重ね、同年6月に報告書を取りまとめた。報告書の取りまとめから2年近くが経過したことから、平成26年3月に同小委員会を開催。その後の進捗状況を確認するとともに、改めて工業用水道事業の現状と課題を整理し、今後の施策の方向性について検討を行った。

（1）工業用水道政策小委員会報告書（平成24年6月）における提言の進捗状況

平成24年6月に公表した報告書において、今後の工業用水の安定供給のための国による対応として、①資産維持費の導入を含めた料金算定要領の策定、②施設更新・耐震対策指針及びアセットマネジメント指針の策定、③施設の耐震化を加速させるための補助制度の創設、④大規模災害時に早急に破損した工業用水道施設の復旧が可能となるような全国規模での相互応援体制の構築が提言された。加えて、事業者・ユーザー企業の対応として、⑤事業者とユーザーは将来の工業用水道事業の在り方を十分協議し、今後の事業のための適切な情報共有をすること、⑥責任水量制の見直しを行うこと、⑦負担の最小化の努力を行うこと、⑧専門技術の伝承の努力を行うことについて提言がされたところ。これらの提言について、進捗状況の報告を行った。

（2）工業用水道事業の現状と課題

現状の課題として、需要の減少による事業収益の減少と施設稼働率の低下、人員削減により事業を担う職員の減少、事業者は費用削減に努力しているが限界に近づいている、施設が老朽化しているが資金不足から必要な更新・耐震化を先送りにしていることが挙げられた。

（3）今後の工業用水道政策の方向性について

今後の政策の方向性のうち短期的に対応する事項として、事業者の収益向上に向けた対応、稼働率の低下した資産等の有効活用や処分の促進、費用削減や職員不足への対応策、老朽化した資産の計画的な更新・耐震化の一層の促進について委員から意見をいただいた。また、中長期的な視点から産業立地政策、事業統合や広域連携、海外展開について意見をいただいた。

通商・貿易分科会

「南アフリカ、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長に関する調査結果報告書（報告書）」

特殊貿易措置小委員会（平成26年2月）

報告書の概要

経済産業省及び財務省は、南アフリカ、中国、スペイン各国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長について、平成24年10月から調査を行ってきた。その結果、当該貨物の不当廉売輸入が継続し、国内産業に与える実質的な損害の事実が継続し、又は再発するおそれが認められたため、現在賦課されている不当廉売関税の課税期間を延長することが適当である旨の調査結果報告書を取りまとめ、2月21日の特殊貿易措置小委員会において延長の適否について審議を行った。また、この審議結果を受けて、同日、財務省関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、上記調査の結果を踏まえ、当該不当廉売関税の課税期間を当該調査の完了した日から5年間延長することが適当であると答申された。

（1）これまでの経緯

日本は、オーストラリア、スペイン、中国及び南アフリカ各国産電解二酸化マンガンについて、平成20年9月1日から平成25年8月31日まで（5年間）を課税期間として、不当廉売関税を賦課していた（税率：オーストラリア29.3%、スペイン14.0%、中国46.6%（紅星大龍34.3%）、南アフリカ14.5%）。

平成24年8月、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社より、生産者が廃業したオーストラリア産品を除き、当該不当廉売関税の課税期間の延長申請があり、同年10月に課税期間の延長に関する調査を開始した。当該調査が終了する日までの間、調査対象国の産品については、引き続き不当廉売関税が賦課されている。なお、当該調査の対象となっていないオーストラリア産品については、平成25年8月31日に課税期間が満了している。

（2）課税期間延長の理由

課税期間の延長に関する調査の結果、いずれの国からも不当廉売された貨物の輸入の事実があるととも国内産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあり、不当廉売関税の課税期間満了後に、不当廉売輸入が継続し、その輸入の国内産業に与える実質的な損害の事実が継続し又は再発するおそれがあると認められたことによる。

産業技術環境分科会

「研究開発事業に関する評価報告書（報告書）」

評価WG（平成25年9月～平成26年3月（全9回））

報告書の概要

平成25年8月の第1回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発評価事業の評価を行い、評価結果を評価報告書として取りまとめている。

直近の評価WG（第2回～第10回）では、4件の「技術に関する施策評価」、10件の「技術に関する事業評価（プロジェクト評価）」、1件の「研究開発制度評価」及び11件の「事前評価」を実施し、平成26年3月、評価報告書として取りまとめた。

商務流通情報分科会

「伝統的工芸品の指定に係る答申について（答申）」

伝統的工芸品指定小委員会（平成25年12月9日）

答申の概要

「秩父銘仙」、「越前箆笥」及び「山鹿灯籠」に係る伝統的工芸品の指定並びに「岡崎石工品」に係る伝統的工芸品の指定内容の変更について了承した。

（1）秩父銘仙

秩父銘仙は、埼玉県秩父地方において、江戸時代からの織物の技術を背景として生まれた絹織物である。独自の染色技法では特許を取得している。生地には玉虫光沢があり、柄は植物柄が多いことが特徴である。

（2）越前箆笥

越前箆笥は、福井県越前市等で製造されており、技法は江戸後期から伝わっている。ケヤキやキリ等の木材を独自の指物技術によって加工し、鉄製金具や漆塗りで装飾していることが特徴である。

（3）山鹿灯籠

山鹿灯籠は、熊本県山鹿市で製造されており、和紙と糊だけで立体構造に組み上げる工芸品である。技法は室町時代末から伝わっており、従来の奉納品を始め、置物、土産物、インテリア等に利用されている。

保安分科会

「産業保安分野における大規模地震等対策について（報告書）」

保安分科会（平成26年3月）

報告書の概要

昨年、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の被害想定等の報告書が公表され、また、国土強靱化政策大綱が策定される等、大規模地震への対策検討に係る動きが活発になっている。こうした中、産業構造審議会保安分科会傘下の各小委員会において、首都直下地震等を想定した災害予防や復旧迅速化等の方策について検討を実施。本報告書は、以下のとおり、こうした検討について横断的に状況を取りまとめるとともに、今後の取組の方向性を取りまとめた。

（1）石油コンビナート等における耐性強化

- ①球形貯槽の鋼管ブレースの交差部分に係る耐震基準を強化。また、既存設備の球形貯槽の耐震性評価と改修計画の策定等を事業者に要請。
- ②重要な既存設備（塔・槽類）について、更なる耐性強化を促すため耐震性評価と改修計画の策定等を要請。

（2）ライフライン施設の耐性強化と復旧迅速化

- ①電気設備とシステム全体を対象とした地震・津波への耐性評価、地震時の復旧迅速化策等の評価・検討を事業者に要請。
- ②電力事業者から設備修繕等の現状についてヒアリングを実施。引き続き経年対策に係る取組状況をフォロー。
- ③ガス設備を対象とした地震・津波への耐性評価、地震時の復旧迅速化策等の評価・検討を事業者に要請。
- ④目標を5年間前倒し、2025年度末までにガス導管の耐震化率を90%へ向上させていくなど、ガス管の耐震化に向けた取組を加速。
- ⑤関係省庁との連携強化や財政支援の拡充等により、ガス管の積極的入れ替えを促進。

（3）市街地における大規模火災の発生抑制

- ①電気火災を防止に向け、電力需要家に対する防災意識高揚等の注意喚起や漏電ブレーカーや感震ブレーカー等の活用の可能性を検討。
- ②LPガス容器の流出・漏洩等防止に向け、新設又は取替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等設置の徹底等をガス事業者に要請。

「ガス安全高度化計画のフォローアップ状況」

ガス安全小委員会（平成26年2月）

概要

今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として、平成23年5月に策定した「ガス安全高度化計画」について、毎年度、安全高度化目標の達成状況を評価し、必要に応じて実行計画の内容の見直しを行っている。

（1）ガス安全高度化計画

2020年を目標年次として、死亡事故及び人身事故といった被害が重篤な事故は撲滅し、併せて重大事故につながる可能性を持つ物損事故等の被害の比較的軽微な事故も着実に低減するため安全高度化計画を策定。安全高度化計画においては、理念目標（安全高度化目標）を設定し、講じる対策を評価するための数値指標（安全高度化指標）及びアクションプランを設定。

（2）計画に対するフォローアップ状況

アクションプランにおける具体的な実施項目は、概ね着実に進捗している。数値指標は、着実に2020年の目標に近づきつつあるものの、人身事故（全体）など指標との開きがあるものも存在している。

（3）ガス安全高度化計画の見直し

南海トラフ地震を含む地震防災戦略目標として、2025年度末に90%とする新たな耐震化目標を設定するなど設備対策、緊急対策、復旧対策に積極的に対応することにより、都市ガスを安定供給するネットワークの構築に向けた総合的な取組みを推進することとしている。

「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定」

液化石油ガス小委員会（平成26年3月）

指針の概要

LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示した「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定した。

（1）LPガス事故の発生状況、事業者の法令遵守の状況

- ①平成25年は、LPガス事故の発生件数は206件であり、平成24年の259件から53件減少し、近年3年（平成22～24年）の平均（230件）を下回り、4年ぶりに減少した。
- ②平成25年は経済産業省で124社（143事業所）に対し立入検査を実施し、その結果、16社（17事業所）において、重大な違反（禁止されている保安業務の再委託を実施等）が確認されたため、ガス安全室長又は産業保安監督部長による行政指導（厳重注意又は改善指示）を行った。

（2）平成26年度保安対策指針

- ①LPガス販売事業者等が講ずべき具体的な保安対策として、①法令遵守の徹底、②組織内のリスク管理の徹底、③事故防止対策、④自然災害対策を要請。特に、自然災害対策においては、地震等による大規模災害に備え、容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置の徹底を要請。
- ②重点事故防止対策として、①CO中毒事故の防止、②一般消費者等に起因する事故の防止、③LPガス販売事業者等に起因する事故の防止を重点に対応することを要請。

「太鼓山風力発電所、ウインドパーク笠取風力発電所、苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた今後の再発防止対策等について（中間取りまとめ）」

電力安全小委員会新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG（平成25年12月）

中間取りまとめの概要

平成25年に発生した3件の風車落下事故を踏まえ、原因究明、再発防止対策等について事業者から報告を受け、現地における確認作業も含め、随時確認・指導等を行ってきた。今般、公共の安全の確保の観点から、政府としての再発防止対策を中心に、中間取りまとめとして下記の報告を取りまとめた。

（1）各風車落下事故について

太鼓山風力発電所（京都府）における風車落下事故（平成25年3月13日）、ウインドパーク笠取風力発電所（愛知県）における風車落下事故（同年4月7日）及び苫前グリーンヒルウインドパーク（北海道）における風車落下事故（同年9月5日）の調査の状況について適時確認指導するとともに、公共の安全の確保の観点から、保安点検の要請を含め、他の事業者に対する同種の事故発生の展開に適時取り組んできたところである。これらの取組の確認とともに、以下のとおり政府としての再発防止対策等を取りまとめた。

（2）再発防止対策等について

①太鼓山風力発電所での事故を踏まえた具体的な対策

- ・発電用風力設備の技術基準の解釈の見直し（現地風条件（乱流）の扱いの明確化、風車と支持物の接合部の扱いの明確化）
- ・適切な頻度による保安点検の実施、発見後の国への報告
- ・設置者における設計図書等の維持保存 等

②ウインドパーク笠取風力発電所事故を踏まえた具体的な対策

- ・事業者による設計製造段階での安全上重要な部分に係る健全性の確認
- ・発電用風力設備の技術基準の解釈の見直し（ブレーキ保持力の健全性確保のための適切な材料の扱いの明確化、風車の過回転防止のためのフェイルセーフ機能の多重化の扱いの明確化）
- ・適切な頻度による保安点検の実施並びに発見後の国への報告

③苫前グリーンヒルウインドパーク事故を踏まえた具体的な対策

- ・適切な頻度による保安点検の実施並びに発見後の国への報告
- ・風車回転軸に対する安全対策

④その他の対策（民間規格の規定見直しによる自主保安の促進等）

知的財産分科会

「知的財産分科会とりまとめ（報告書）」

知的財産分科会（平成26年2月）

報告書の概要

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」や「知的財産政策に関する基本方針」において明らかにされた今後の知財政策の取組み課題に対し、施策の重点化・具体化を図るため、改めてユーザーニーズを検証、議論を行った結果、以下のとおり報告を取りまとめた。

（1）今後の知的財産政策の主な方向性と具体的な取組み

平成15年に「知的財産基本法」が制定されて以来、政府は、知財の創造・保護・活用のための体系的な制度の整備に取り組んできた。

この間、企業活動のグローバル化の進展など、知財制度を取り巻く環境は、大きく変化しており、こうした中、平成25年6月には「日本再興戦略」が閣議決定され、改めて今後の知財政策の取組み課題が明らかにされた。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会では、今後の知財政策の方向性や具体的に取り組むべき施策の重点化、加速化を図るため、5回にわたり議論を行い、取りまとめた。

報告書では、今後の知的財産政策の主な方向性として、

- ①我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援の強化
- ②中小企業・地域への支援強化
- ③イノベーション促進に資する環境整備

の3つを示すとともに、今後、特許庁において、審査のあり方、審査官育成、業務の効率化等をはじめ、個別具体的な課題への取組みについて、中長期的な視点も含めた具体的な実施計画を速やかに策定することとした。

また、「直ちに具体的な措置を講ずるもの」として、21の項目を、「法制的・実務的な整理を早急に進めるもの」として、11の項目を、「国際的な枠組みを利用して実現を図るもの」として、7つの項目を具体的な課題と取組みとして示した。

「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて（報告書）」

知的財産分科会（平成26年2月）

報告書の概要

主に特許制度小委員会において、時代に即した特許制度の整備を図るべく、強く安定した権利を早期に確保することを実現する新たな制度の在り方及びユーザーの利便性の向上に資する手続の適正化・簡素化を進める措置等について検討を行い、以下のとおり報告を取りまとめた。

（1）強く安定した権利の早期設定の実現に向けて

経済のグローバル化を背景に、我が国で早期に強く安定した特許権を取得することに対する重要性が高まっている中、権利化後の一定期間に第三者の知見を活用して特許を見直す機会を与える制度（付与後レビュー制度）を導入することが適切である。

（2）ユーザーの利便性向上

①特許法条約（P L T）との整合に向けた救済手続の導入

主要諸外国でP L Tに準拠した権利の回復規定や優先権に係る救済の規定が整備されつつある中、我が国における救済規定はいまだ不十分であるところ、これらの規定導入に対するユーザーからの高いニーズが示されたことも踏まえ、特許出願審査請求の手続期間徒過に対する救済や、優先権に係る救済の規定を導入することが適切である。

②大規模災害を理由とする救済手続の整備

東日本大震災の発生に際し、諸外国が被災者の特許等関連手続を救済するための措置を迅速に講じたことを踏まえ、手続面での国際的な制度調和の重要性に鑑み、我が国においても、日本国内外で発生した大規模な天災地変等の被災者のする特許等関連手続が、適時に救済されることを可能とする規定を整備することが適切である。

③特許協力条約（P C T）に基づく国際出願の利便性の向上について

P C T国際出願等の手数料納付手続の利便性を高めるべく、国際出願手数料及び取扱手数料並びに特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料についても特許庁へ納付することが適当である。

「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について（報告書）」

知的財産分科会（平成26年2月）

報告書の概要

主に商標制度小委員会において、「新しいタイプの商標の保護の導入」、「商標制度における地域ブランドの保護の拡充」等の論点を含む商標制度に関する法制的な課題について検討を行い、以下のとおり報告を取りまとめた。

（1）新しいタイプの商標の保護の導入について

近年のデジタル技術の急速な進歩や企業のブランド戦略の多様化に伴い、企業は自らの商品又はサービスのブランド化に際し、文字や図形等からなる商標のみならず、「輪郭のない色彩」や「音」等を商標として用いるようになっており、諸外国においてはこれらを商標権として保護できる制度整備が進んでいる。

そこで、我が国においても、「輪郭のない色彩」、「音」、「動き」、「ホログラム」及び「位置」の商標を新たに商標法の保護対象とすることが適当である。

（2）商標制度における地域ブランド保護の拡充について

近年、地域ブランドの普及については、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人が主な担い手となっているケースがあることに鑑み、これらの団体が取り組んでいる地域ブランドについても、地域団体商標制度を利用して、より早期の保護を図ることができるよう、これらの団体を地域団体商標の登録主体に追加することが適当である。

（3）その他

パリ条約による国際機関の紋章等の保護義務を担保している商標法の規定について、国際機関と関係があると誤認するおそれのない周知商標等が、正当に保護されるよう、その要件を見直すことが適当である。

また、「登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度の創設」、「著名商標の保護の在り方」といった論点については、商標制度を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き検討することが適当である。

「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について（報告書）」

知的財産分科会（平成26年2月）

報告書の概要

主に意匠制度小委員会において、複数国への意匠の一括出願を可能とする「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」（以下「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」という。）への加入及び画像デザインの保護拡充について検討を行い、以下のとおり報告を取りまとめた。

（1）ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入に向けた対応

我が国の主な貿易投資相手国がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加入しつつある近年の状況を受け、国際的な意匠出願に関するコストを低減し、優れたデザインを有する製品の国際展開を一層促進するため、ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入及び意匠法をはじめとする関係法令の整備を行うことが適切である。

（2）画像デザインの保護拡充について

情報機器などに利用されるグラフィカル・ユーザー・インターフェース等の創造的な画像デザインの保護制度の在り方については、法制的な枠組みと意匠制度を支える運用面の取組みとによって実現される制度全体を念頭に置いた上で検討を進めることが必須であり、今後、以下のように検討を進めることが適切である。

- ・イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索支援ツールの準備に直ちに着手し、平成27年度中のサービス導入を目指す。
- ・当該検索支援ツールのサービス導入を前提としつつ、審査基準を改訂することにより画像デザインの保護対象を拡充することを視野に入れ、意匠審査基準WGで具体的検討を行う。
- ・意匠制度小委員会では、当該WGでの検討結果を踏まえて制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行う。
- ・以上の対応の状況、制度利用者のニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、上記ツールの精度を高めることを大前提に、本報告書に示された課題を中心に、制度の在り方について更なる検討を行う。

「弁理士制度の見直しの方向性について（報告書）」

知的財産分科会（平成26年2月）

報告書の概要

世界最高の「知的財産立国」の実現に当たっては、個々の企業や事業者の知的財産戦略を強力に支援するための存在である弁理士が、より一層高品質なサービスを提供することが必要である。

以上の観点から、主に弁理士制度小委員会において検討を重ね、下記の報告を取りまとめた。

（1）イノベーションを支えるための業務基盤等の整備

知的財産立国の実現に貢献する弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命を法律に規定することを適切としている。

（2）裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供

中小・ベンチャー企業等の知的財産の権利化等を幅広く支援するため、発明発掘等に関する相談を弁理士業務として規定することを適切としている。

（3）グローバルな強さに貢献するための資質の向上

弁理士のグローバル対応能力を向上させるため、義務研修の内容を充実させることを適切としている。

また、これらの制度見直しと併せて、弁理士及び日本弁理士会が自主的な取組を充実・強化することが期待されるとしている。

「再生医療等製品の特許権の存続期間検討WG報告書（報告書）」

再生医療等製品の特許権の存続期間検討WG（平成26年2月）

報告書の概要

再生医療等製品の特許権の存続期間検討WGでは、薬事法改正により再生医療関連製品に関する規制が整備され、iPS細胞を利用した細胞シートやヒト細胞に遺伝子導入した医薬品などが新たに「再生医療等製品」とされることを受け、再生医療技術のイノベーションを促進する観点から、「再生医療等製品」の特許権について、存続期間延長制度の対象とするか等を検討し、下記の報告を取りまとめた。

（1）背景

現行の特許権の存続期間の延長制度では、農薬取締法に規定される農薬の登録と、薬事法に規定される医薬品の承認・認証について、延長登録の対象としている。平成25年11月20日に成立した「薬事法等の一部を改正する法律」により、改正薬事法では、「再生医療等製品」なる新たな区分が規定され、従来は医薬品の区分に分類されていた遺伝子導入医薬品や、従来は医療機器の区分に分類されていた細胞シートなどが、新区分に分類されることとなった。

また、「再生医療等製品」には、従来は医薬品等に採用されてきた承認制度に加えて、いったん条件と期限を付した承認を与え、その後、本承認を与える2段階の承認制度が設けられることとなっている。

（2）検討事項と結論

①再生医療等製品の延長の可否

「再生医療等製品」は特許権の存続期間の延長対象とする。

②条件及び期限付承認の取扱い

「再生医療等製品」について設けられた新承認制度については、「条件及び期限付承認」が「特許発明の実施をするために受けることが必要であった処分」に相当するとして、特許権の存続期間の延長対象とする。改正法施行後の運用をみた上で問題があれば再検討を行うこととする。

③経過措置

改正薬事法の施行日以後に延長登録出願されたものを特許権の存続期間の延長対象とする。